

企画競争に係る手続き開始の公示

次のとおり企画提案書の提出を招請します。

令和6年1月30日

独立行政法人国立高等専門学校機構

富山高等専門学校

契約担当役 事務部長事務取扱 國枝 佳明

(公印省略)

1 業務概要

- (1) 業務名 富山高専練習船「若潮丸」代船建造基本設計業務
- (2) 業務内容 別紙業務条件概要書のとおり
- (3) 履行期限 令和6年3月29日

なお、財政法の定めによる承認を得た後に令和6年4月24日(水)まで延長予定

- (4) 本業務は「公共事業の入札・契約手続の改善に関する行動計画」運用指針（平成8年6月17日事務次官等会議申合せ）記4に定める調達の対象外である。
- (5) 本業務は、「国及び独立行政法人等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する基本方針」に基づき、温室効果ガス等の排出の削減に配慮する内容をテーマとした技術提案を求め、技術的に最適な者を特定する環境配慮型船舶プロポーザル方式の適用業務である。

2 企画競争に参加する者に必要な資格

- (1) 独立行政法人国立高等専門学校機構契約事務取扱規則第4条及び第5条の規定に該当しない者であること。
- (2) 国の競争参加資格（全省統一資格）において令和5年度の「役務の提供」における等級がA等級，B等級，C等級又はD等級に格付けされている者であること（会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については，手続開始の決定後に一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。
- (3) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (4) 平成21年度以降に設計完了した総屯数300屯以上の練習船，実習船又は研究船の建造工事に係る実績を有すること。
- (5) 経営状況が健全であること。
- (6) 不正又は不誠実な行為がないこと。

- (7) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する設計業者又はこれに準ずるものとして、文部科学省発注工事等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (8) 文部科学省又は独立行政法人国立高等専門学校機構から取引停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- (9) 誓約書の提出が可能であること。

3 手続等

(1) 担当部局

〒933-0293 富山県射水市海老江練合1の2

独立行政法人国立高等専門学校機構
富山高等専門学校射水キャンパス管理課施設担当
電話 0766-86-5126

- (2) 公募要領説明書（以下「説明書」という。）の交付期間，場所及び方法
令和6年1月30日（火）から令和6年2月14日（水）までの
日曜日，土曜日及び祝日を除く毎日の9時00分から17時00分まで。
上記（1）及び富山高等専門学校ホームページ
(<https://www.nc-toyama.ac.jp/>)にて交付する。
説明書の交付に当たっては、無料とする。

- (3) 企画提案書（以下「提案書」という。）の提出期限、場所及び方法
令和6年2月15日（木）までの日曜日、土曜日及び祝日を除く毎日の
9時00分から17時00分まで。
上記（1）に同じ。
持参又は郵送（書留郵便等の配達記録が残るものに限る。上記期限内
必着。）すること。

4 審査方法

富山高専練習船若潮丸代船建造基本設計業務選定委員会において、「審査基準」に基づき、提出された企画提案書等を審査し、受託事業予定者を選定する。

5 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金 免除。
- (3) 虚偽の内容が記載されている提案書は無効とする。
- (4) 手続における交渉の有無 無
- (5) 契約書作成の要否 要
- (6) 当該業務に直接関連する他の業務の契約を当該業務の契約の相手方と随意契約により締結する予定の有無 無
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口 記3（1）に同じ

(8) 記2(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も記3(2)により参加表明書を提出することができるが、記3(3)の提出期限日において、当該資格を満たしていなければならない。

(9) 独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」(平成22年12月7日閣議決定)において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされている。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表するので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、契約の締結を行うこと。

なお、契約の締結をもって同意されたものとする。

1) 公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ① 当機構において役員を経験した者(役員経験者)が再就職していること
又は課長相当職以上の職を経験した者(課長相当職以上経験者)が役員、顧問等として再就職していること
- ② 当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の3分の1以上を占めていること

2) 公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表する。

- ① 当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者(当機構OB)の人数、職名及び当機構における最終職名
- ② 当機構との間の取引高
- ③ 総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
3分の1以上2分の1未満、2分の1以上3分の2未満又は3分の2以上
- ④ 一者応札又は一者応募である場合はその旨

3) 当機構に提供する情報

- ① 契約締結日時点で在職している当機構OBに係る情報(人数、現在の職名及び当機構における最終職名等)
- ② 直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内(4月に締結した契約については原則として93日以内)

(10) 詳細は説明書による。

